

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(令和6年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 72,227百万円

1. 社会保障施策の充実(52,979百万円) (単位:百万円)

事 項 名		経 費	財 源 内 訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他
子・ ども 育 て	子ども・子育て支援給付費	42,366	0	0	30,865	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	6,398	0	0	4,683	1,715
	児童保護措置費	6,812	3,368	18	971	2,455
高 の 無 教 育 化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	160	0	0	160	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	3,113	1,556	0	1,557	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	88,512	0	0	987	87,525
	国民健康保険助成費	48,134	0	0	3,791	44,343
	難病等対策費	5,996	2,973	0	2,939	84
	地域医療総合確保事業費	5,192	3,457	57	1,678	0
	介護給付費負担金	66,120	0	0	4,154	61,966
	介護保険地域支援事業交付金	4,406	0	0	512	3,894
	地域介護総合確保事業費	1,988	1,332	0	656	0
	診療報酬の充実	27,166	5,404	4	26	21,732
合 計		306,363	18,090	79	52,979	235,215

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(19,248百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。